

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止対策推進法の生徒・保護者への周知に努め、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、教職員から意見を聴取し、学校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 学校におけるいじめの防止

学校は、以下のような道徳教育・体験活動等の充実、生徒が自主的に行うものに対する支援、生徒・保護者・教職員への啓発等により、学校におけるいじめの防止に努めるものとする。

- (1) 道徳教育・体験活動の充実や、わかる授業の展開、また、生徒が自主的に行うものに対する支援等を行い、生徒の自己有用感や自己決定力を高め、いじめの防止に資するように努める。
 - ・ 道徳の時間の充実、生徒の近隣福祉施設等での体験活動の推奨・支援、等。
 - ・ その他、生徒が自主的に行う体験活動等への支援、等。
- (2) 生徒・保護者・教職員への啓発等
 - ・ 人権・福祉・インターネットに関する講演等の開催と保護者参加の呼びかけを行い、保護者への啓発に資するとともに、いじめ問題については、学校が正確で丁寧な説明を行い、学校・保護者・生徒・関係機関等が協力して解決を目指すこと。
 - ・ 生徒・教職員の暴力や暴言、及び不適切な発言の排除のための取り組みを行う。
 - ・ 保護者会や保護者面談を活用して、生徒の様子を伝えるとともに、いつでも相談できることを確認する。
 - ・ 生徒指導に関する本校の規定について検討し、これを機会あるごとに生徒・保護者に周知する。
 - ・ その他、授業・LHR等、日常の教育活動及び、面談（保護者面談・生徒の個人面談等）で、いじめの問題に触れる等の啓発活動を行う。

- ・いじめに対する啓発・指導の際には、いじめについて相談することやいじめを通報することも含めて指導する。

5 いじめの早期発見のための措置

学校は、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という意識のもと、アンケート等の定期的な調査及び分析を行い、いじめを早期に発見するために必要な措置、いじめの相談ができる体制整備等を整え、いじめの早期発見に努めるものとする。

また、学校は、過度の勝利至上主義や競争意識等が生徒のストレスとなり、いじめを誘発する要因になることなどを鑑み、授業・休み時間・部活動等、日常の学校生活を通じ、生徒の人間関係やストレスを受ける状況（心的負荷）に留意するとともに、いじめの相談体制について、生徒・保護者に周知を図り、いじめの早期発見に資するよう努めるものとする。

校内の相談体制：担任・学年主任等との電話相談・直接面談。教育相談担当職員による教育相談室の常設と生徒指導部・学年主任との連携

校外の相談窓口：(1) 子供と親のサポートセンターいじめ電話相談

電話番号：0120-415-446

(生徒・保護者からのいじめ相談に24時間体制で対応・休日可)

(2) 24時間いじめ相談ダイヤル(全国共通)

電話番号：0570-0-78310

(3) 船橋東警察署(生活安全課)

電話番号：047-467-0110(代表)

(4) 京葉地区少年センター

電話番号：047-422-8709

6 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

学校は、教職員の資質の向上に資するため、いじめに関する校内研修の実施など必要な措置を計画的に実施するものとする。

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学校は、インターネットを通じて行われるいじめに対し、生徒・保護者の啓発等、未然に防ぐ対策を推進するとともに、いじめがあった場合には、いじめの防止等の対策のための組織中心に対策を講ずるものとする。

8 いじめの防止等の対策のための組織(いじめ等対策検討委員会)

学校は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・生徒指導主事及び生徒指導部担当職員・学年主任・必要担任(いじめ事案が発生した場合適宜)・養護教諭を含む教育相談担当職員・保護者の代表(開かれた学校づくり委員と兼任、防止対策・啓発活動・同委員会の活動評価等)にのみ参加により構成されるいじめの防止等の対策のための組織(いじめ等対策検討委員会)を置く。

(1) 日常的業務における協議は、生徒指導部担当職員及び教育相談担当職員が行う。

(2) 重大事態が発生した場合は、事態に応じ、スクールカウンセラー等専門的な知識を有する者を組織に加えるものとする。

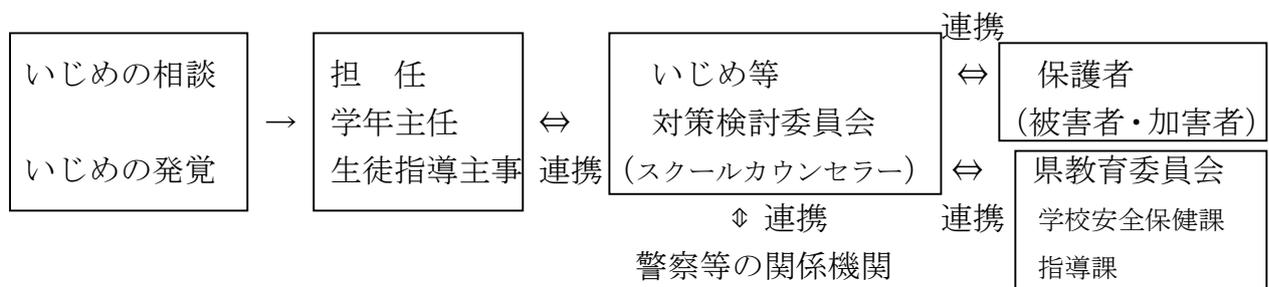
※重大事態 … 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるとき

9 いじめに対する措置

(1) 教職員や保護者等は、生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、学校（いじめ等対策検討委員会）へ通報その他の適切な措置をとる。

(2) 学校は、通報を受けたときや、学在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、いじめがあった場合には、当該学年主任及び生徒指導主事が、いじめ等対策検討委員会のメンバーとして初期対応・情報の収集・状況整理を協力して行い、いじめ等対策検討委員会で対応を検討する。また、その結果を千葉県教育委員会に報告する。

〈いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制〉



(3) いじめ事案に関する事情聴取に際しては、以下の点に特に留意する。

- ・ 必ず複数の職員で事情聴取を行い、記録の保存・管理に配慮すること。
- ・ いじめを行った生徒とその保護者及び、いじめを受けた生徒とその保護者、情報提供者等に、職員が威圧的な行動を行わないこと。

(4) いじめ事案があったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、「傍観者」・「観衆」的な存在であった者への指導も組織的に行う。

(5) いじめを受けた生徒・保護者の心情に配慮し、スクールカウンセラー等によるケアや、いじめを行った生徒を別室で学習させる等の措置や、いじめを受けた生徒を最後まで守ること、秘密を厳守すること等を生徒、保護者に伝えるなど、安心して教育を受けられるような方策を講じる。

(6) いじめの事案に係る情報について、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置などを行う。

(7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

10 学校による対処

学校は、次に掲げる場合には、重大事態として対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ等対策委員会が、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

11 学校いじめ防止基本方針の公表等

- ① 学校は、本基本方針をインターネットで公表するものとする。
- ② 学校は、学校評価委員会を中心に、いじめに対する対策等に関し評価を行うとともに、本基本方針について、いじめに関しての調査や分析に基づき、年度ごとに見直し、改善を図るものとする。

12 いじめの早期発見及びいじめ防止に資する年間活動計画

4月 生徒面談の実施及（全校生徒対象）

〔道徳教育〕いじめ防止をテーマとした授業展開（1学年対象：年回複数回実施）

6月 生徒・保護者面談の実施

〔夏季休業〕各種ボランティア体験の推奨（希望者対象）

11月 生徒・保護者面談の実施（全校生徒対象）

〔冬季休業〕福祉関連ボランティア体験の推奨（希望者対象）

【いじめ等対策検討委員会の開催】

各学期1回・保護者代表との意見交換会年間2回実施

【その他の取組】

※ 職員のいじめ防止に係る資質向上を目的とした職員研修の実施

※ いじめ防止をテーマとした講話・LHR等の（年間複数回）実施